

県指定の振込口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は相手方の負担とする。

(3) 相手方が(2)の支払を遅滞なく行ったときは、県は、相手方に対する(1)のイについての請求を放棄する。

(4) 相手方及び県は、相手方と県との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解の理由

残元金が期限までに全額償還されることにより、早期に債権が回収できること及び裁判長から和解勧告がなされていることを踏まえ、本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

(提案理由)

福岡高等裁判所宮崎支部令和5年(ネ)第2号債務不存在確認反訴請求控訴事件について、裁判上の和解をしようとするものである。